

さいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、さいたま市地域公共交通協議会条例（平成29年さいたま市条例第53号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の専門部会として、バス専門部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

（組織）

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

（任期）

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 部会員が欠けた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残存任期とする。

（部会長）

第5条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(代理)

第7条 条例第3条第2項第2号、第3号、又は第7号に規定される部会員に事故のあるときは、その者の職務を代理し、又は補佐する者は、議事に参与し、又は決議の数に加わることが出来る。

(協議結果の報告)

第8条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第9条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年7月 日から施行する。

さいたま市地域公共交通協議会バス専門部会委員名簿

選出区分		氏名	経歴・役職等
条例第3条 第2項第1 号委員	学識経験者	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
条例第3条 第2項第2 号委員	公共交通事 業者等	木部 康久	国際興業株式会社運輸事業部 担当部長
		山科 和仁	東武バスウエスト株式会社運輸統括部業務課 課長
		竹島 達也	西武バス株式会社運輸計画部 計画課長
		田沼 健一	朝日自動車株式会社運輸部 課長
		鶴岡 洋	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事
		高原 昭	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事
条例第3条 第2項第3 号委員	一般旅客自動車 運送事業者の事 業用自動車の運 転者が組織する 団体の代表者	山本 道夫	国際興業労働組合 中央執行副委員長
条例第3条 第2項第4 号委員	自治会・市 民団体等を 代表する者	家崎 清子	さいたま市交通安全保護者の会（母の会） 会長
		中野 勇	さいたま市障害者協議会 会長
		松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 会長
		宮崎 三津子	さいたま市老人クラブ連合会 会長
条例第3条 第2項第5 号委員	公募による 市民	北村 伸彦	市民公募
		坂本 真一	市民公募
		戸村 順子	市民公募
条例第3条 第2項第7 号委員	市の職員	土屋 愛自	都市局 都市計画部長